

令和5年第2回

長与町議会臨時会会議録

令和5年5月9日開会

令和5年5月9日閉会

長与町議会

令和5年第2回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和5年5月9日
本日の会議 令和5年5月9日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 堀 真 議員	2番 藤 田 明 美 議員	3番 岡 田 義 晴 議員
4番 八 木 亮 三 議員	5番 松 林 敏 議員	6番 西 田 健 議員
7番 浦 川 圭 一 議員	8番 中 村 美 穂 議員	9番 安 部 都 議員
10番 金 子 恵 議員	11番 山 口 憲 一 郎 議員	12番 堤 理 志 議員
13番 竹 中 悟 議員	15番 西 岡 克 之 議員	16番 安 藤 克 彦 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	荒 木 秀 一 君	議 事 課 長	福 本 美 也 子 君
係 長	江 口 美 和 子 君	主 任	村 田 潤 哉 君

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	鈴 木 典 秀 君
教 育 長	金 崎 良 一 君	総 務 部 長	青 田 浩 二 君
企 画 財 政 部 長	村 田 ゆ かり 君	建 設 産 業 部 長	山 口 新 吾 君
住 民 福 祉 部 長	宮 崎 伸 之 君	健 康 保 険 部 長	森 川 寛 子 君
水 道 局 長	渡 部 守 史 君	会 計 管 理 者	田 中 一 之 君
教 育 次 長	山 本 昭 彦 君	教 育 委 員 会 理 事	鳥 山 勝 美 君
総 務 課 長	荒 木 隆 君	情 報 政 策 課 長	木 須 紀 彦 君
秘 書 広 報 課 長	大 山 康 彦 君	契 約 管 財 課 長	永 野 英 明 君
地 域 安 全 課 長	山 口 聡 一 朗 君	政 策 企 画 課 長	中 村 元 則 君
財 政 課 長	北 野 靖 之 君	税 務 課 長	和 田 弘 君
収 納 推 進 課 長	小 川 貴 弘 君	土 木 管 理 課 長	山 崎 禎 三 君
都 市 計 画 課 長	前 田 将 範 君	産 業 振 興 課 長	永 石 大 祐 君
福 祉 課 長	川 内 佳 代 子 君	こ ども 政 策 課 長	宮 司 裕 子 君
住 民 環 境 課 長	細 田 愛 二 君	健 康 保 険 課 長	森 本 陽 子 君
介 護 保 険 課 長	村 田 佳 美 君	上 下 水 道 課 長	高 橋 庸 輔 君
教 育 総 務 課 長	久 原 和 彦 君	生 涯 学 習 課 長	中 尾 盛 雄 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 崎 昇 君		

会議録署名議員

1番 堀 真 議員 2番 藤 田 明 美 議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分
閉会 16時06分

令和5年第2回長与町議会臨時会
運営次第及び議事日程（第1号）

令和5年5月9日（火）
午前9時30分開議

1. 出席議員着席（仮議席、五十音順）
2. 開議通告（事務局長）
3. 町長挨拶
4. 職員自己紹介
5. 議員自己紹介
6. 臨時議長の紹介（事務局長）
7. 臨時議長着席

日程	議案番号	件名	備考
1	—	仮議席の指定	
2	—	議長志願者の所信表明	
3	—	議長選挙	
4	—	副議長志願者の所信表明	
5	—	副議長選挙	

令和5年第2回長与町議会臨時会
議事日程（第1号の追加1）

令和5年5月9日（火）

日程	議案番号	件名	備考
1	—	議席の指定	
2	—	会議録署名議員の指名	
3	—	会期の決定	
4	—	常任委員選任（総務厚生・産業文教・議会広報広聴） （正副委員長互選）	
5	—	議会運営委員選任（正副委員長互選）	
6	—	議長の常任委員辞任	
7	—	長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員（1人）選挙	
8	—	長与・時津環境施設組合議会議員（4人）選挙	
9	報告5	都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の変更に係る専決処分の報告について	
10	25	長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
11	26	長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
12	27	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
13	28	令和5年度長与町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて	
14	29	長与町監査委員の選任について	
15	30	長与町監査委員の選任について	
16	—	議員派遣の件	
17	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

○議会事務局長（荒木秀一君）

皆さまおはようございます。事務局長の荒木です。定刻になりましたので、ただ今より会議を始めさせていただきますが、臨時議長の選出が終わるまでの間、事務局の方で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は一般選挙後初めての議会が招集されました。会議に先立ちまして、吉田町長よりごあいさつをお願いいたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。本日ここに令和5年第2回長与町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともにご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。去る4月23日に執行されました長与町議会議員一般選挙におきまして、めでたく当選の栄に浴されました議員の皆さま、ご当選誠におめでとうございます。過日行われました当選証書付与式のときにもごあいさつ申し上げましたが、改めて長与町を代表いたしまして心よりお祝いを申し上げたいと思っております。今回の選挙で再選されました経験豊富な12名の皆さまに、初当選された3名の皆さまが加わる形で新たな議会がスタートされたわけでございます。皆さま方におかれましては、これまで培ってこられました識見はもとより、それぞれのまちづくりに対する強い信念と、町民の代表、地域の代表として、地域の声、思いを町政の発展のために生かしていただければと思っております。さて、新型コロナウイルス感染症も5類に移行いたしまして、今後は以前のようなぎわいが徐々に戻ってくるものと期待しておるところでございます。一方、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻など不安定な世界情勢の影響もございまして、あらゆる物の価格が上昇し続け、私たちの日常生活に大きな影響を及ぼしております。加えて、人口減少、少子高齢化などさまざまな問題が山積しております。これらの課題の解決に向けて、町といたしましてもさまざまな取り組みを行っており、その中で議員の皆さまにはいろいろとご相談させていただく場面があろうかと思いますが、その折にはご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。また、本臨時会におきましては報告1件の他、専決処分の承認案件など6件の議案を提出させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。結びに、議員の皆さま方におかれましてはくれぐれも健康にはご留意され、長与町のさらなる発展のためにご活躍されますことを祈念いたしまして、甚だ簡単措辞ではございますがごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（荒木秀一君）

ありがとうございました。次に、理事者、管理職の皆さまの自己紹介をお願いいたします。

○副町長（鈴木典秀君）

皆さまおはようございます。副町長を拝命いたしております鈴木典秀と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長（金崎良一君）

おはようございます。教育長を拝命しております金崎良一と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○総務部長（青田浩二君）

おはようございます。総務部長の青田浩二と申します。よろしく願いいたします。

○総務課長（荒木隆君）

皆さまおはようございます。総務課長の荒木隆と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○情報政策課長（木須紀彦君）

おはようございます。情報政策課長を拝命しております木須紀彦と申します。よろしく願いいたします。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

おはようございます。企画財政部長を拝命しております村田ゆかりと申します。どうぞよろしく願いいたします。

○政策企画課長（中村元則君）

皆さまおはようございます。政策企画課長を拝命しております中村元則と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○秘書広報課長（大山康彦君）

おはようございます。秘書広報課長の大山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○契約管財課長（永野英明君）

おはようございます。契約管財課長の永野英明と申します。よろしく願いいたします。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

おはようございます。地域安全課長を拝命しております山口聡一郎と申します。よろしく願いいたします。

○財政課長（北野靖之君）

おはようございます。財政課長の北野靖之と申します。よろしく願いいたします。

○税務課長（和田弘君）

皆さまおはようございます。税務課長の和田弘と申します。よろしく願いいたします。

○収納推進課長（小川貴弘君）

皆さまおはようございます。収納推進課長の小川貴弘と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○会計管理者（田中一之君）

おはようございます。会計管理者を拝命しております田中一之と申します。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○水道局長（渡部守史君）

おはようございます。水道局長の渡部守史と申します。よろしくお願いいたします。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

おはようございます。上下水道課長を拝命しております高橋庸輔と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育次長（山本昭彦君）

おはようございます。教育次長の山本昭彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

おはようございます。教育委員会理事兼学校教育課長を拝命しております鳥山勝美と申します。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長（久原和彦君）

おはようございます。教育総務課長の久原和彦と申します。お願いいたします。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

おはようございます。生涯学習課長の中尾盛雄と申します。よろしくお願いいたします。

○建設産業部長（山口新吾君）

おはようございます。建設産業部長の山口新吾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○土木管理課長（山崎禎三君）

皆さまおはようございます。土木管理課長を拝命いたしております山崎禎三と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。

○都市計画課長（前田将範君）

皆さんおはようございます。都市計画課長の前田将範と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○産業振興課長（永石大祐君）

おはようございます。産業振興課長の永石大祐と申します。よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（山崎昇君）

おはようございます。農業委員会事務局長の山崎昇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民福祉部長（宮崎伸之君）

おはようございます。住民福祉部長を拝命しております宮崎伸之と申します。よろしくお願いいたします。

○福祉課長（川内佳代子君）

おはようございます。福祉課長の川内佳代子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○こども政策課長（宮司裕子君）

おはようございます。こども政策課長の宮司裕子と申します。よろしく願いいたします。

○住民環境課長（細田愛二君）

おはようございます。住民環境課長の細田愛二と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○健康保険部長（森川寛子君）

おはようございます。健康保険部長の森川寛子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○健康保険課長（森本陽子君）

おはようございます。健康保険課長の森本陽子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○介護保険課長（村田佳美君）

おはようございます。介護保険課長の村田佳美と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○議会事務局長（荒木秀一君）

ありがとうございました。次に、今回ご当選されました議員の皆さまの自己紹介を着席番号順にお願いいたします。

○安部都議員

おはようございます。4期目となります。皆さま方と切磋琢磨し頑張っまいります。よろしく願いいたします。安部都でございます。

○安藤克彦議員

おはようございます。4期目となりました安藤克彦です。4年間よろしく願いいたします。

○浦川圭一議員

おはようございます。3期目の浦川圭一と申します。よろしく願いいたします。

○岡田義晴議員

おはようございます。初当選させていただきました。1期4年間皆さんと一緒に頑張りたいと思います。岡田でございます。よろしく願いいたします。

○金子恵議員

皆さまおはようございます。4期目、金子恵と申します。4年間またよろしく願いいたします。

○竹中悟議員

おはようございます。嬉里郷115の8、竹中でございます。10期目でございます。

よろしく申し上げます。

○堤理志議員

おはようございます。堤理志と申します。7期目になりますけれども、毎回この席で同じようなこと言っていますけれども、初当選した時のお気持ちを忘れずに、初心を忘れず頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村美穂議員

皆さんおはようございます。3期目の中村美穂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○西岡克之議員

おはようございます。5期目の西岡克之でございます。今期もよろしくお願いいたします。

○西田健議員

おはようございます。2期目の西田健です。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤田明美議員

おはようございます。1期目の藤田明美です。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀真議員

おはようございます。25歳、最年少議員となりました堀真と申します。スポンジのごとく学んでいきますのでご指導のほどよろしくお願いいたします。

○松林敏議員

おはようございます。2期目の松林敏です。よろしくお願いいたします。

○八木亮三議員

おはようございます。2期目を務めさせていただくことになりました八木亮三です。よろしくお願いいたします。

○山口憲一郎議員

皆さんおはようございます。本川内から出てきました本川内の山口憲一郎でございます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（荒木秀一君）

ありがとうございました。以上であいさつならびに自己紹介を終わります。

これから議会構成のための議長選挙に入りますが、しばらく時間がかかりますので、執行部の皆さまにおかれましては後ほどご連絡いたしますまでのあいだご退席をお願いしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○議会事務局長（荒木秀一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本臨時会是一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第

107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長議員の竹中悟議員をご紹介します。議長席の方をお願いいたします。

○臨時議長（竹中悟議員）

ただ今紹介されました竹中悟でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

これより、令和5年第2回長与町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただ今の着席の議席となっております。

日程第2、議長志願者の所信表明を行います。この所信表明は議会基本条例第5条の規定により実施するもので、議長の選出過程の透明性および町民の皆さまへの説明責任を果たすため、初議会において所信表明の場を設けるものであります。あらかじめ1人の議員から申し出があり、演壇にて所信表明を行います。持ち時間は、正副議長志願者の所信表明実施要領の規定により5分以内です。

最初に、安藤議員。

○安藤克彦議員

皆さんおはようございます。安藤克彦でございます。私はこれまで議員として活動を行うに当たり、住民の声を大切にすることにより、町政を身近に感じていただきたいということを肝に銘じて取り組んでまいりました。住民の政治離れが叫ばれる中、町政を身近に捉えていただくことで、もっと政治に関心をの思いが込められています。しかし残念ながら、今回の町議選は人口、有権者数が減少した中での過去最低の投票率でした。住民の政治離れはさらに進んでいるのではと感じる結果でした。しかし、こんなときだからこそ議会が活発に議論を行い、情報を発信し、私たち議員は町民の代表として職責を果たさなければならないと考えています。私は、その議会を引っ張っていくのが議長の使命だと考えています。議長選挙における所信表明は、議会の運営や議会改革などについて町民や議員に対する約束であるとの認識に立ち、私は次のことに取り組みたいです。まず一つ目は、議会改革のさらなる推進に取り組みます。長与町議会基本条例は平成25年9月に制定し、今年9月で10周年を迎えます。12年前、当時の議長がリーダーシップを取り、新人議員もベテラン議員も一丸となって切磋琢磨し、基本条例を作成、成立させましたが、議会にはこの条例を守る義務があり、同時に育てていく責任もあります。また、条例第9章にも評価と改善をうたっているとおり、適宜、検証、見直しを検討していきます。また、今後は若い人たちや子育て中の人でも立候補しやすい議会環境整備、議員定数や議員報酬等に関する見直しなどを諮問するための特別委員会を適切な時期に設置し、改革を前進させてまいります。二つ目は、議会の情報発信、広聴機能の強化に努めます。現在、本町議会でも他議会に負けないほどに議会の情報公開をしておりますが、新型コロナでの閉塞感とマンネリ感は否めないところです。昨日の5類移行を受けて、今まで制限されてきた住民との交流や対面式での議会報告会、住

民懇談会などを一定の感染対策は講じながら積極的に開催し、議会として住民の声を伺う場の設定を行い、町民の声を大切にし、基本条例にもうたわれる「町民とともに歩む議会」の実践に努めます。三つ目は、議会、議員の提案力の向上に取り組みます。一つに令和9年開館を目指す図書館・健康センターの新複合施設が挙げられますが、これに関しては、今までは議員おのおのが一般質問で考えや進捗を問い、提案することが中心でしたが、早急に特別委員会を設置して、調査議論する必要があると思います。その中で、意見の集約が図れば、議会として一定の提案ができるものと考えます。また、議員個人の提案力向上のために専門的な研修の保障に努めます。また、個人のスキルアップを図るため、町および郡の研修を計画的に実施するとともに、難しい問題ではありますが議会図書室の整備にも取り組みます。以上、私の議長選挙への所信を申し上げ、議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○臨時議長（竹中悟議員）

議員の皆さまに申し上げます。ただ今行いました議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の有無に関わらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますのでご承知をお願いいたします。以上で議長志願者の所信表明を終わります。

ただ今から、日程第3、議長選挙を行います。選挙は投票で行います。

（「動議」の声あり）

○臨時議長（竹中悟議員）

山口議員。

○山口憲一郎議員

動議を提出いたします。議長の選挙の方法については、地方自治法第128条第2項の規定によって指名推選によることを望みたいと思います。

○臨時議長（竹中悟議員）

賛成の方いらっしゃいますか。

（「賛成」の声あり）

ただ今山口議員から、議長の選挙の方法について指名推選による動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がおりますので成立いたしました。指名推選による動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りします。議長の選挙の方法につきましては、この動議のとおり指名推選と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は指名推選による動議は可決をされました。

お諮りします。指名の方法につきましては臨時議長が指名することにしたいと思います。

すが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に安藤克彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今臨時議長が指名いたしました安藤勝彦議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、安藤克彦議員が議長に当選されました。

ただ今議長に当選されました安藤議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

当選人、安藤議員のあいさつを許します。

○議長（安藤克彦議員）

このたびの議長選に当選させていただき、議長職を拝命することになりました安藤です。まずもって、皆さまに感謝を申し上げたいと思います。先ほどの所信表明でも述べさせていただきましたが、今述べたことは私1人でできることではありません。今後、皆さまの協力が何よりも必要となってきます。ぜひ皆さまのご協力を賜り、長与町議会を盛り上げていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（竹中悟議員）

以上で臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

安藤議長、議長席にお着きください。

○議長（安藤克彦議員）

日程第4、副議長志願者の所信表明を行います。この所信表明は議会基本条例第5条の規定により実施するもので、副議長の選出過程の透明性および町民の皆さまへの説明責任を果たすため、初議会において所信表明の場を設けるものです。あらかじめ、2人の議員から申し出があり、届け出順にくじ引きを行い発言順を決定しておりますので、順次演壇にて所信表明を行います。所信表明の持ち時間は、正副議長志願者の所信表明実施要領の規定により5分以内です。

最初に、西岡克之議員。

○西岡克之議員

今、新議長より紹介がございました西岡克之でございます。謹んで副議長の所信表明をさせていただきます。私は副議長に立候補する際に表明したいことが幾つかございます。まず初めに、議長を補佐し、議会改革をさらに進めて、情報発信をしまいたい。そうすることにより、町民皆さまと町政、議会との距離感を縮めてまいります。より町民皆さまの声が議会に反映されやすくなりたいと思っております。次に、議会のIT化をさらに推進いたします。議会IT化は避けて通れないと感じております。前回の議会では視察研修をいたしました。導入には至りませんでした。今議会ではさらなる推進を、

できるだけ早期に導入するよういたします。そうすることで、先にも挙げましたタイムラグのない情報発信にもつながると感じております。また、女性活躍社会についても議会は一考していく必要があると感じております。今回の選挙におきましても、1人女性議員が新たに誕生いたしました。私は、能力のある女性は議会においても活躍の場が与えられても妥当と考えております。以上をもって、私の副議長の所信の表明といたします。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

次に、安部都議員どうぞ。

○安部都議員

皆さま改めましておはようございます。私、安部都は、このたび副議長に志願させていただくに当たって所信表明をさせていただきたく存じます。これまでの3期12年間、町民の付託を受け、長与町議会における議事運営や予算、決算など、町民の大事な血税を預かる執行機関の監視役としての議会の重要な役割や職責を学んできました。政策実現に向け、今後もより一層精進してまいりたいと思っております。さて、今年度の長与町議会選挙において、16人の定数に対し18人が立候補したものの、16番目の立候補者も法定得票数には至らず、1人欠員の中15人の議会体制での開始となりました。投票率、過去最低の44%であります。町民の政治に対する関心度の低さ、議員に対する魅力度のなさが露呈された結果だと解釈いたします。その要因の一つに、町議会の報酬の低さなど社会的に問題視がされております。現在の町議会の活動量や事務量に対し、若者など現仕事を辞職してまで町議へ移行するだけの自信や生活力を補えるものではないと思います。そのようなことも含め、町民のための町民による町政および議会であるために、今後とも町民の皆さま、議員全員、議会事務局、町当局のご理解とご協力を賜り、若者や女性などにももっと議会、政治に目を向けていただくためにも、議会改革に向けまい進していかなければなりません。今後の町政や町議会の発展が町民の期待に応え、素晴らしいまちづくりの要となることと思います。長与町議会も54年の歴史を迎えました。今後も長与町議会60年、70年と新しい改革の下、発展をすることを期待いたします。平成25年9月、長与町議会基本条例が議会における最高規範として制定されております。町の施策に対する意思決定を行う議決機関および監視機関としての適切な判断と責任がある行動を行うとともに、町民の意見を町政に反映させるため、グローバル化時代、ジェンダー平等社会、多様な民意の的確な声を把握し、政策立案、政策提言の能力を発揮することが今後必要とされます。長与町の未来と町民の幸せのために、福祉の向上を目指し、議長と協力し、共に向上し勉強してまいりたいと思っております。どうぞご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

議員の皆さまに申し上げます。ただ今行いました副議長志願者の所信表明は、地方自

治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明以外の議員に対する投票も有効でありますのでご承知を願います。

以上で、副議長志願者の所信表明を終わります。

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

○議長（安藤克彦議員）

休憩を閉じ、会議を再開します。

日程第5、副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

ただ今の出席議員は15人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に堀真議員および藤田明美議員を指名します。

次に、投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。記載をお願いします。

それでは、仮議席番号1番の議員から順番に投票を願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に、開票を行います。堀議員および藤田議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

副議長選挙の結果を報告します。投票総数15票。有効投票13票。無効投票2票です。有効投票13票のうち、西岡克之議員10票。安部都議員3票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。よって、西岡克之議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開放)

ただ今副議長に当選されました西岡克之議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人、西岡克之議員のあいさつを許します。

西岡克之議員。

○西岡克之議員

ただ今副議長に拝命をいたしました西岡克之でございます。所信で表明したとおり少しでも実現に向けて議長を補佐し、努力、勇猛精進してまいります。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

以上で副議長選挙を終わります。

場内の時計で10時50分まで休憩します。

（休憩 10時21分～10時50分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配布のとおり、日程第1から日程第17までを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、日程第1から日程第17までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第1、議席の指定を行います。議席は会議規則第4条第1項の規定により、ただ今着席のとおり指定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番堀真議員、2番藤田明美議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定しました。

場内の時計で15時まで休憩します。

（休憩 10時53分～15時00分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、常任委員選任を行います。常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、総務厚生常任委員に藤田明美議員、岡田義晴議員、八木亮三議員、西田健議員、金子恵議員、堤理志議員、西岡克之議員。

産業文教常任委員に堀真議員、松林敏議員、浦川圭一議員、中村美穂議員、安部都議員、山口憲一郎議員、竹中悟議員、安藤克彦議員。

議会広報広聴常任委員に堀真議員、藤田明美議員、岡田義晴議員、八木亮三議員、松林敏議員、浦川圭一議員、安部都議員をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただ今指名した方をそれぞれの常任委員会委員に選任

することに決定しました。

次に、委員会条例第8条および第9条の規定により、これから休憩を入れそれぞれの常任委員会において正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会正副委員長の互選結果について報告します。総務厚生常任委員長に金子恵議員、同じく副委員長に堤理志議員。産業文教常任委員長に中村美穂議員、同じく副委員長に堀真議員、議会広報広聴常任委員長に八木亮三議員、同じく副委員長に堀真議員、以上であります。

日程第5、議会運営委員選任を行います。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により西田健議員、中村美穂議員、金子恵議員、山口憲一郎議員、堤理志議員、竹中悟議員を指名したいと思います。ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただ今指名した方を議会運営委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第8条および第9条の規定により、これから休憩を入れ議会運営委員会正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会正副委員長の互選結果について報告します。議会運営委員長に竹中悟議員、同じく副委員長に堤理志議員、以上であります。

日程第6、議長の常任委員辞任について。地方自治法第104条および第105条の規定に鑑み、慣例により議長は常任委員を辞任させていただきたいと思います。

本件の議事運営については、副議長をお願いいたします。

しばらくの間休憩します。

(暫時休憩)

○15番（西岡克之議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議長の職務を行います。よろしく申し上げます。

日程第6、議長の常任委員辞任の件を議題とします。本件については地方自治法第117条の規定により、除斥に該当しますので、安藤克彦議長の退場を求めます。

(議長退場)

議長から地方自治法第104条および第105条の規定に鑑み、常任委員を辞任したい旨の申し出がっております。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長の常任委員辞任を許可することに決定しました。

以上で議長の職務を交代します。

しばらくの間休憩します。

(暫時休憩)

○議長(安藤克彦議員)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に藤田明美議員を指名します。

お諮りします。ただ今議長が指名しました藤田明美議員を長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました藤田明美議員が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただ今当選されました藤田明美議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人藤田明美議員のあいさつを許します。

藤田明美議員。

○2番(藤田明美議員)

ただ今ご紹介にあずかりました藤田明美です。これから後期高齢者医療に関して推進をいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(安藤克彦議員)

日程第8、長与・時津環境施設組合議会議員選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

長与・時津環境施設組合議会議員に西田健議員、安部都議員、山口憲一郎議員、堤理志議員を指名します。

お諮りします。ただ今議長が指名しました4名の議員を長与・時津環境施設組合議会の当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました4名の議員が長与・時津環境施設組合議会議員に当選しました。

ただ今当選されました西田健議員、安部都議員、山口憲一郎議員、堤理志議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人を代表して安部都議員のあいさつを許します。

安部都議員。

○9番(安部都議員)

今回、長与・時津環境施設組合議会議員に選任されました私安部と堤、西田、山口の4人で2年間を共に活動してまいります。両施設では長与町、時津町から出るごみを広域処理することにより、資源化および熱回収促進など重要な役割を担っております。その施設組合議員としてチェック機能を果たすように4人で最善の努力をこれから果たしてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(安藤克彦議員)

場内の時計で15時30分まで休憩いたします。

(休憩 15時14分～15時30分)

○議長(安藤克彦議員)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、報告5都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の変更に係る専決処分報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

報告5につきましては、所管より報告をさせていただきます。

○議長(安藤克彦議員)

山口建設産業部長。

○建設産業部長(山口新吾君)

それでは、報告5都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の変更に係る専決処分につきましてご報告をいたします。本報告は令和3年7月16日の第4回臨時会におきまして当初施行協定の締結、令和4年6月の第2回定例会におきまして施行協定の変更を議決いただきました都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の変更につきまして、協定金額1億2,172万円に135万1,763円増額し、協定金額を1億2,307万1,763円として協定変更の締結を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により令和5年3月27日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。今回の主な変更概要といたしましては、踏切前後の横断防止柵、視覚障害者誘導標示などの道路施設につきまして、工程上、踏切拡幅工事に併せて施工することとしたため受託工事費に変更が生じたものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

日程第10、議案第25号長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてから日程第13、議案第28号令和5年度長与町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてまでの4件を一括議題とします。

ただ今議題としました議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただ今一括議案となりました議案第25号から第28号につきまして提案理由を申し上げます。議案第25号長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、および議案第26号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましてご説明を申し上げます。本議案は地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりましてその承認を求めるものでございます。今回の税制改正の主な内容といたしましては、個人住民税につきましては令和6年度から国内に住所のある個人に対しまして課税される森林環境税の導入に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法につきまして規定する改正などが行われているところでございます。固定資産税および都市計画税につきましては、大規模の修理等が行われましたマンションに対する減額措置である、わがまち特例の割合を定める規定を新設する改正などが行われているところでございます。はじめに議案第25号長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、専決処分書をお開きください。第34条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除額につきまして、町県民税等と同様に森林環境税に充てることを可能とする規定とするもの。第36条の3の2は、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について記載事項の簡素化を行うもの。第38条から第44条は、森林環境税の賦課徴収の方法や、納税通知書等に森林環境税

を含む旨を規定するものでございます。第46条は、給与所得に係る特別徴収税額の納入書等について電子納付に対応した様式に改めるもの。第47条は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰り入れにつきまして。第47条の2は、公的年金等に係る所得にかかる個人町民税の特別徴収につきまして。第47条の6は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰り入れにつきまして、森林環境税の導入に伴う改正を行うものでございます。第48条ならびに第50条につきましては、法人町民税の申告納付等の手続きにつきまして、電子納税に対応した様式に改めるものでございます。第82条は、軽自動車等の種別割の税率につきまして、ミニカー区分から三輪以上の特定小型原付を除外するもの。第98条ならびに第101条につきましては、たばこ税に係る納付等の手続きにつきまして、電子納税に対応した様式に改めるものでございます。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税課税の特例の適用期限の延長につきまして。附則第9条の2は、個人町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等につきまして。附則第10条は、読替規定につきまして、所要の改正を行うものでございます。附則第10条の2は、項ずれを整理し、大規模の修繕等が行われましたマンションに対する固定資産税の減額措置である、わがまち特例の割合を定める規定を新設するもの。附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額措置を受けようとする者がすべき申告につきまして、特例を受ける際の特定マンションに係る申告書の提出に係る規定を追加するものでございます。附則第15条の2から附則第16条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割や種別割の賦課徴収の特例に関して、臨時的軽減措置に係る規定の削除や不正を行った自動車メーカーに対し、納税不足額の徴収加算割合を変更するものでございます。附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきまして、適用期限を延長するもの。附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例につきまして、規定の整備を行うものでございます。なお、附則につきましては、第1条では、施行期日を令和5年4月1日とし、第2条では町民税に関する経過措置を、第3条では固定資産税に関する経過措置を、第4条では軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しているところでございます。

続きまして、議案第26号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。専決処分書をお開きください。附則第2項から附則第6項、附則第17項の改正は、都市計画税の課税の特例につきまして、項ずれ等の整理を行うものでございます。なお、附則につきましては、第1項では、施行期日を令和5年4月1日とし、第2項から第3項につきましては、経過措置を規定をしているところでございます。

続きまして、議案第27号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましてでございます。本議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和5年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして、その承認を求めるところでございます。改正の内容につきましては、第2条第3項では、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を20万円から22万円に改めるものでございます。第21条第1項は、第2条の課税限度額の引用に係るものでございます。第21条第1項第2号では、5割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者等の数に乗すべき金額を28万5,000円から29万円に。同項第3号では2割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者等の数に乗すべき金額を52万円から53万5,000円に改め、減額対象となる軽減基準所得金額の引き上げを行うものでございます。第21条の2は、項ずれ等により規定の整理を行うものでございます。第22条の2第2項は、特例対象被保険者の申告に係る提出書類を改めるものでございます。附則第2項から第4項、第6項、第10項、第12項、第15項、第16項は項ずれ等による規定の整理を行うものでございます。なお、附則につきましては、第1項では施行期日を令和5年4月1日とし、第2項では経過措置を規定しているところでございます。

続きまして、議案第28号令和5年度長与町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めるところでございます。第2号の補正予算は、食費等の物価高騰の影響を特に受けている低所得の子育て世代を支援する観点から、子育て世帯生活支援特別給付金の給付事業として本町で緊急に実施する必要があった事業に係る歳入歳出予算の補正でありまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、令和5年4月21日付けをもって専決処分いたしましたところでございます。このことにつきまして同法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるところでございます。それでは予算書の1ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出それぞれ1,770万3,000円を追加いたしまして、補正後の総額を145億8,398万5,000円といたしましたところでございます。補正の内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入の14款2項国庫補助金では、低所得の子育て世代に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金および事務費補助金を計上いたしております。続きまして3ページをお開きください。歳出の3款民生費では、低所得の子育て世代に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費を計上いたしました。本給付金の事業概要につきまして説明いたしますと、本給付金は、食費等の物価高騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世代に対しまして、特別給付金といたしまして児童1人当たり一律5万円を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うものでございます。支給対象者は、令和4年度に同給付金を受給された住民税均等割が非課税のひとり親世帯を除く子育て世帯等でございます。加えて令和5年1月1日以降に家計が急変した世帯で、令和5年3月31日時点におきまして18歳未満である児童または20歳未満である障害児を養育する者も対象としております。国から発令されました本給付金の支給要領に基づきまして、申請が必要な一部の世帯を除

き、5月末までにプッシュ型での支給を想定しているところでございます。5月末までの支給に対しまして、要綱の作成、データの抽出および案内文の発送など時間的余裕がなく、いち早く支給事務に対する体制づくりを構築するため専決処分をさせていただいているところでございます。なお、支給対象者数を162世帯、340人と見込み予算を計上しております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いしたいと思っております。以上が議案第25号から議案第28号までの提案理由でございます。ご承認のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。まず、議案第25号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

専決日が3月31日ということになってはいるんですが、この専決によらなければならなかった何か理由と、あとこの今回の専決処分によって都市計画税の町民の負担がどうなるのか、そこをちょっと分かりましたらお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

和田税務課長。

○税務課長（和田弘君）

まず最初に、3月31日分につきましては、専決している分でもともとされている分で行っております。町民の負担については、都市計画税の町民負担でございますが、これについては今までどおり変わりはないです。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

堤理志議員。

○12番（堤理志議員）

先ほどのご説明ですと、主な内容として後期高齢者支援金分の限度額の引き上げ、それと5割軽減、2割軽減の世帯の判定所得の引き上げというご説明でありました。そこでこの条例改正されたことによって、負担が軽減する世帯と逆に軽減が増える世帯と出てくるんじゃないかと思うんで、それぞれどういう状況になるのかをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安藤克彦議員）

森本健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

今回の改正におきまして、限度額が後期高齢者支援分が2万円増額になります。限度額に達する世帯ですが、令和4年度の当初課税の状況では91世帯ありました。それが限度額が上がったことで75世帯に減少する予定となっており、税額としては約162万円増加の予定です。また、軽減基準所得金額の引き上げによる影響は、5割軽減が794世帯から806世帯で12世帯の増加、税額は約55万円の減少、2割軽減が686世帯から708世帯で22世帯の増加、税額は約36万円の減少となっております。今回の条例改正による影響は合計では約71万円の増額の予定です。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に議案第28号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第25号から議案第28号の4件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第25号から議案第28号の4件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第25号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○12番（堤理志議員）

議案第25号について反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、森林環境税、また三輪の特定小型原付についてのもの。また、大規模修繕が行われたマンションに対する固定資産税等さまざまありました。その中で特に承認ができないのが森林環境税に関する部分についてであります。森林環境税は復興特別税が終了したあと税の目的と名前を変えたものであり、国税とはいえ事実上個人住民税均等割への上乗せ増税であります。この均等割は逆進性が高い税であり住民生活を圧迫します。温室効果ガス排出削減や森林保護は必要であり、そのための予算確保は必要だというふうに考えます。しかし、課税客体を一般住民に求めるということには疑問を持ちます。2016年に林野庁がこの森林環境保護の関連する議論の中で、企業負担を求める税制改正案を提出をしましたが、政府においてこれらが全て却下された。こうしたことが国会の質疑でも明らかになっています。森林を伐採し環境に負荷を与えているのは住民個人ではなく、開発事業者とそこへ事業を委託している施工主であります。受益者負担の原則というならば、負担を課すべきは大型開発を行っている実施主体

ではないかというふうに思います。コロナ禍と物価高騰で生活が逼迫している住民にさらなる負担を求めるべきではないということと、個人に課税するということは筋が通らないと考え、本条例改正に反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第25号長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第26号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第26号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第27号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○12番（堤理志議員）

議案第27号について反対の立場から討論を行います。国保の加入世帯は零細事業者、退職した年金生活者の高齢者が多く、景気の悪化で一番影響を受ける世帯であります。この数年コロナ禍と物価の高騰、原材料の不足などにより、多くの事業者、高齢者は、経営の悪化と生活悪化に苦しんでおります。今回5割、2割軽減の世帯は緩和策が設けられますが、逆に負担が増える世帯が出る改正内容でもあります。軽減に該当しない世帯であっても、この経済情勢に懸命に耐えているのが実情であり、国保税の負担が増えると経営と生活の厳しさがますます増え、苦しめることとなります。今自治体が行うべきはこのような実情を国に伝え負担増となる部分について再考を促し、地方独自の緩和策を取ることであると考えます。そうしたことがないまま改正するということには賛成ができないため、条例改正に反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第27号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第28号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第28号令和5年度長与町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第14、議案第29号長与町監査委員の選任についてを議題とします。

ただ今議題としました議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第29号長与町監査委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。

平成23年5月から3期12年間にわたり識見を有する者のうちから選任する監査委員といたしましてご尽力を賜りました、中川勝秀委員の任期が令和5年5月7日をもって満了となりますので、その後任といたしまして岩本健氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いする次第でございます。岩本氏は長与町三根郷にお住まいで、長崎市役所を退職後、長崎市学校給食会専務理事、長崎市シルバー人材センター常務理事などを歴任し、平成27年6月からは長与町都市計画審議会委員としてご活躍をされているところでございます。人格が高潔で地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、その他の行政運営に関して優れた識見を有しておられる方で、監査委員としてまさに適任であると確信をいたしておりますので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願いする次第でございます。以上、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第29号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第29号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第29号長与町監査委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第15、議案第30号長与町監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、松林敏議員の退席を求めます。

(松林議員退席)

ただ今議題といたしました議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは議案第30号長与町監査委員の選任につきまして提案理由を申し上げるところでございます。地方自治法の規定によりまして監査委員2名のうちの1名を議会の議員の中から選任するというところになっております。このたび松林敏議員を監査委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いする次第でございます。松林議員におかれては、皆さまも既にご存じのとおり今回議員2期目を迎えられ、これまで3つの常任委員会委員を歴任され、総務厚生常任委員会におきまして副委員長を務められております。監査委員としてまさに適任であると確信をいたしておりますので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願いする次第でございます。以上、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(安藤克彦議員)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第30号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第30号長与町監査委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第17、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で本臨時会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして、字句、数字その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和5年第2回長与町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

(閉会 16時06分)